

(2020年3月改定)

ヤマハルーター アプリケーション制御 1年版、5年版 利用規約

ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」といいます）は、「ヤマハルーター アプリケーション制御 1年版、5年版（以下「アプリケーション制御」といいます）」の利用規約（以下「本規約」といいます）を、以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する「アプリケーション制御」の利用に関し適用されるものとします。

第1節 総則

➤ 第1条（用語の定義）

本規約は、以下の用語の意味を、次のとおり定義します。

- (1) 「お客様」とは、ヤマハまたはヤマハの販売代理店を通じて、アプリケーション制御の利用を希望し、本規約に同意頂いた方のことをいいます。
- (2) 「アプリケーション制御」とは、ヤマハが、日本国内にてお客様へ提供するアプリケーション制御サービス及びそのサポートの総称をいいます。ヤマハは、お客様に対し、アプリケーション制御を有償で提供します。
- (3) 「ライセンス」とは、ヤマハが提供するアプリケーション制御を利用するために使うライセンスキーをいいます。
- (4) 「シグネチャー」とは、ヤマハ製ルーターがアプリケーション制御でトラフィックをアプリケーション毎に識別するためのパターン(データ)をいいます。
- (5) 「シグネチャー配信クラウド」とは、ヤマハ製ルーターで使えるアプリケーション制御用シグネチャーを配信するクラウドとして、ヤマハがお客様に提供するものをいいます。
- (6) 「本契約」とは、お客様が本規約に同意し、お客様とヤマハとの間でアプリケーション制御を利用するために締結される契約をいいます。

➤ 第2条（適用範囲）

- (1) 本規約は、ヤマハが提供するアプリケーション制御の利用に際し適用されます。
- (2) お客様は本規約に同意いただいたうえでアプリケーション制御を利用することができます。
- (3) ヤマハは、以後本規約を改定、追加及び変更できるものとします。なお、本規約の改定、追加及び変更については、随時ヤマハ公式ホームページに掲載し、お知らせするものとします。

第2節 アプリケーション制御利用上のご注意

➤ 第3条（本契約の成立）

- (1) お客様は本契約を申し込む場合、ヤマハまたはヤマハの販売代理店が別途定める手続きに従うものとします。
- (2) 本契約は、お客様がヤマハまたはヤマハの販売代理店から、アプリケーション制御のライセンスを購入し、同意した時点を以って成立するものとします。

➤ 第4条（アプリケーション制御利用におけるライセンス）

お客様は、アプリケーション制御の利用にあたり、ライセンスが別途必要となります。内容は以下のとおりです。

- (1) ライセンスは、ライセンスキーとして提供されます。
- (2) ライセンスは、ヤマハまたはヤマハの販売代理店に申告した使用開始日後に使用可能となります。
- (3) お客様は、お客様自身が指定するアプリケーション制御の管理者（以下、「管理者」といいます）に限り、アプリケーション制御のライセンスキーを開示することができ、それ以外は開示しないように適切な処置を講ずる義務が生じます。また管理者は、お客様と同意のうえで選定するとともにアプリケーション制御のライセンスキーを、お客様または管理者、販売店以外のいかなる第三者にも開示しないようにする義務が生じます。
- (4) 管理者が、本契約に違反した場合、その責はお客様が負うものとします。
- (5) ヤマハは、アプリケーション制御のライセンスキー1 つにつき、1 台のヤマハ製ルーターに限り、アプリケーション制御の利用を許諾します。

➤ 第5条（アプリケーション制御に対応したファームウェアのリビジョンアップ）

- (1) お客様は、アプリケーション制御のご利用の際に、事前に対象となるヤマハ製ルーター本体へアプリケーション制御に対応したファームウェアのリビジョンアップを行う必要があります。アプリケーション制御の各機能はコマンドで「使用する」、またはヤマハ製ルーターに搭載される GUI 経由で「使用する」に変更することで有効となります。
- (2) アプリケーション制御は、アプリケーション制御に対応したファームウェアのリビジョンアップが完了できていないヤマハ製ルーターで利用することができません。

➤ 第6条（アプリケーション制御利用時におけるデータ送受信に関する同意）

- (1) ヤマハ製ルーターは、ヤマハシグネチャー配信クラウドから定期的にシグネチャーをダウンロードします。
- (2) ヤマハシグネチャー配信クラウドは、その使用などにより知的財産権に関する権利がお客様に譲渡されるものではなく、本規約に明示及び規定されていない限り、ヤマハシグネチャー配信クラウドのいかなる権利もお客様が取得するものではありません。なお、お客様はヤマハシグネチャー配信クラウドを有効とするために、予めアプリケーション制御に対応したヤマハ製ルーター用の最新ファームウェアへの更新とライセンスの登録が必要です。これらは、ヤマハが提供するアップデート版、アップグレード版、修正版、バグフィックス版、機能強化版、その他の修正版及び最新プログラムモジュールを含みます。

第3節 購入

➤ 第7条（アプリケーション制御の利用料金）

- (1) お客様は、アプリケーション制御を利用するために、アプリケーション制御対応ファームウェアを搭載したヤマハ製ルーターとライセンスの購入が別途必要です。お客様は、アプリケーション制御の利用料金の支払いに際し、別途ヤマハ及びヤマハの販売代理店が定める料金内容及び支払方法にのっとり、支払うものとしします。
- (2) お客様は、ライセンスとヤマハ製ルーターのアプリケーション制御対応ファームウェアのダウンロード（リビジョンアップを含む）、及びアプリケーション制御利用時に発生するパケット通信費用及び作業費用は、別途お客様がご負担いただくものとしします。

第4節 責任

➤ 第8条（禁止事項）

ヤマハは、アプリケーション制御の利用に際し、お客様へ以下の行為を禁止するものとしします。

- (1) 本規約に反する行為
- (2) アプリケーション制御をお客様の使用以外の商用、またはその他不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為
- (3) アプリケーション制御の申し込みの際に発生する登録または届出事項に対し、虚偽の事実及び内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ届ける行為
- (4) アプリケーション制御に関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為
- (5) アプリケーション制御で利用するアプリケーション制御対応ファームウェアの全部または一部の修正、改変、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバース・エンジニアリング等を行う行為
- (6) アプリケーション制御のライセンス及びアプリケーション制御対応ファームウェアを頒布、流布、その他著作権を侵害する行為また侵害の恐れがある行為
- (7) アプリケーション制御の運営を遂行するために構成されるサーバーもしくはネットワークを不正に妨害、混乱させる行為
- (8) 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為
- (9) その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為

➤ 第9条（責任の制限）

- (1) ヤマハは、アプリケーション制御及びライセンス、アプリケーション制御対応ファームウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、法令上認められない場合を除き、いかなる保証も行わないものとしします。
- (2) お客様は、アプリケーション制御の使用に伴いヤマハが推奨する通信環境を利用し、お客様の通信環境

速度の低下等が発生する可能性があることを予め了承するものとします。

- (3) お客様は、アプリケーション制御対応ファームウェアのダウンロード及びインストールについてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- (4) アプリケーション制御の提供、遅滞、変更、中止及び廃止、アプリケーション制御を通じた情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様の損害について、ヤマハに故意または重過失がある場合を除いて、ヤマハはいかなる補償も行わないものとします。
- (5) アプリケーション制御は、ヤマハ製ルーターを経由しない情報について適用されないことにつき、お客様はあらかじめ了承するものとします。
- (6) アプリケーション制御は、全てのプロトコルに必ずしも対応していないことにつき、お客様はあらかじめ了承するものとします。なお、対応するプロトコルの詳細は、随時ヤマハ公式ホームページに掲載し、お知らせするものとします。

➤ 第 10 条（損害賠償）

- (1) お客様は、アプリケーション制御の利用においてお客様の責でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。
- (2) お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負担させないものとします。万一、お客様の責による事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を追及された場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負担させないものとします。

第 5 節 中止及び変更

➤ 第 11 条（アプリケーション制御の中止）

ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の通知を行いアプリケーション制御の全部または一部を中止または停止できるものとします。そしてそのような中止または停止を行った場合、ヤマハはお客様その他の第三者に対し、いかなる責任も負担しないものとします。

- (1) ヤマハが、それぞれ管理する設備（サーバー等）やアプリケーション制御を提供するために必要なシステム（ソフトウェアを含む）の点検や更新を行う場合
- (2) ヤマハが、火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他の不可抗力または第三者による妨害やその他不可抗力による非常事態が発生または発生する恐れがあり、アプリケーション制御の提供が困難に陥った場合
- (3) ヤマハが、アプリケーション制御の運用上あるいは技術上の理由により、アプリケーション制御の中止及び停止が必要と判断した場合

➤ 第 12 条（アプリケーション制御の変更）

ヤマハは、お客様に予告することなく、アプリケーション制御の全部または一部を変更及び追加できるものとします。

第6節 契約の終了

➤ 第13条（ヤマハによる解除）

ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく本契約を即時に解除できるものとします。またお客様が複数の本契約を締結する場合も、同様に解除できるものとします。

- (1) お客様が、本規約に反する行為をし、または違反状態に至ったとき
- (2) お客様が、ヤマハまたはヤマハの販売代理店に対する債務の支払いを怠ったとき
- (3) ヤマハが、事由の如何を問わずアプリケーション制御の提供を休止、停止または終了したとき
- (4) その他、ヤマハが、お客様に対しアプリケーション制御の利用を継続するのに不相当であると判断したとき

➤ 第14条（本契約後の措置）

お客様が、本契約を終了した場合に、ヤマハはアプリケーション制御に関する一切の責任を負わないものとします。ただし本契約終了後においても、アプリケーション制御に関するお客様の債務は、債務の履行がヤマハで確認できるまで消滅しないものとします。

第7節 一般事項

➤ 第15条（権利の帰属）

アプリケーション制御、及び、アプリケーション制御に付随する産業財産権、ノウハウ、技術情報等一切の知的財産権、及び、著作権（ヤマハが作成する資料等の著作権を含む）は、すべてヤマハに帰属するものとします。

➤ 第16条（譲渡の禁止）

お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

➤ 第17条（準拠法）

本契約は、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。

➤ 第18条（合意管轄）

アプリケーション制御の利用に関連して、万一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

➤ 第19条（個人情報保護方針）

ヤマハ及びヤマハグループ各社は、お客様の個人情報を保護することは、法令上の義務であると同時に、重要な社会的責務であると考えております。ヤマハは、「高い倫理性をもって法律を遵守する」という企業理念の下、以下の通り個人情報保護方針を定め、お客様の個人情報に関する権利を尊重し、これを保護して参ります。

(1) 個人情報の取得と利用

お客様の個人情報を取得する場合は、適正な方法により取得するものとし、利用目的をできるだけ特定して、ご本人にお知らせするか、またはウェブサイト等において公表します。また、取得した個人情報はその利用目的に必要な範囲内で取り扱います。

(2) 個人情報の提供

お客様の個人情報を、お客様ご本人の同意なしに業務委託先以外の第三者に提供することはありません。また、個人情報をグループ各社やヤマハ特約店等と共同して利用する場合は、共同利用する事業者の範囲や利用目的等の所定事項をあらかじめ明示または公表します。ただし、法令に基づく場合や公的機関への協力が必要な場合には、この限りではありません。

(3) 個人情報の安全管理

個人情報への不正アクセスや、紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防ぐため、技術的対策を実施し、また安全管理体制を整備してお客様の個人情報の保護に努めます。

(4) 利用目的の公表と開示・訂正等のご請求

保有するお客様の個人情報についての利用目的やお問合せ先などを公表するとともに、所定の手続きに従い合理的な範囲において誠実に開示、訂正、利用の停止及び削除等のご請求に応じます。

(5) 法令遵守

個人情報に関する法令、関連規定及びガイドラインを遵守し、企業としての社会的責任を遂行します。

(6) 継続的な改善

個人情報保護を確実に実施するため、コンプライアンス・プログラム（法令等遵守計画）の継続的な見直しと改善を行います。

➤ 第 20 条（アプリケーション制御を利用されるお客様の個人情報について）

ヤマハは、アプリケーション制御で上記個人情報保護方針に沿って、ライセンス登録を済ませたお客様の個人情報を取り扱います。個人情報とは、お客様の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスなどお客様を特定することができる情報をいいます。

➤ 附則

1. 本規約は、2019 年 9 月 24 日より発効します。

2. 2020 年 3 月 27 日に、本改訂版を施行します。

以上

ヤマハ株式会社